

# 制限付き一般競争入札実施要領

## 1 入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

本案件は、枚方京田辺環境施設組合発注案件です。別紙注意事項（この「制限付き一般競争入札実施要領」の末尾にあります。）をご確認ください。

発注案件名称：令和8年度 工業薬品年間単価契約②  
発注番号：07BAY-7  
入札方式：制限付き一般競争入札（物品一般型）  
契約方式：単価契約  
申請書・入札書等郵送締切日：令和8年2月27日  
開札執行日時／場所：令和8年3月4日 午前10時10分 枚方市役所 本館3階 第5会議室  
期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
納入場所：仕様書のとおり  
発注者：枚方京田辺環境施設組合管理者

### 予定価格

予定価格：設定あり（項目ごとに単価で設定）

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含む。

### 発注物品

- ・工業薬品 10品目  
(詳細は、仕様書参照のこと。)

### 支払条件

毎月出来高払い

### 仕様書等

仕様書等は、枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

### 入札参加申請書、入札書等

入札参加申請書、入札書等の様式は、枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

#### （入札書作成に係る注意事項）

- ・入札書の各項目の単価（小数点以下第2位まで可）は、消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。**※本案件は、項目ごとの入札である。よって、項目ごとに落札者を決定する。**
- ・予定数量は過年度の実績を踏まえて担当課で購入を予定している数量であり、購入を確約するものではない。

### 質疑メール締切期限

令和8年2月19日 正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（質疑書の様式は、枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「質疑回答書」を使用してください。）

質疑メール送付先：keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp

### 回答日時等

令和8年2月23日 午後1時より枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載。

### 発注条件

#### 【地域区分】

市内業者、準市内業者、市外業者

#### 【登録業種】

本市において、「物品」の「15 工業薬品-351 化学工業薬品」で登録している者であること。

#### 【その他の条件】

1. 入札締切日において、枚方市入札参加停止の措置等に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
2. 入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
3. 枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書及び役員等に関する調書を本市に提出していること。
4. 入札締切日において、営業停止中でないこと。
5. その他、入札参加停止の措置事由に該当し、入札に参加させることが適当でないと認められる者でないこと。

6. 納品する物品は、本仕様の内容を充足すること。

#### 同一入札への参加制限

資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係（次に掲げる関係をいう。以下同じ。）にある者同士は、同一の入札に参加することができない。

なお、以下の「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号）に定めるものとする。

##### ア 資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

- 1) 一方の会社等の役員\*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員\*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

##### ウ 事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員\*と他方の会社等の役員\*が、同居している場合
- 2) 一方の会社等\*と他方の会社等\*の本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等\*と他方の会社等\*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（\*には個人事業主を含む。）

#### 参加業者及び立会人公表日

令和8年3月2日 枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→郵便入札関係情報）にて公表。

※公表時に「立会人」と表示された者で立会を希望される方は、入札日時に指定場所へお越しください。

（代表者が来庁する場合）

- ・代表者印（本市届出印）を持参すること。

（代表者以外の代理人が来庁する場合）

- ・委任状（枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。）及びその代理人の印鑑を持参すること。

なお、参加業者の立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会人とする。

#### 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、1回に限り、再度入札を行うことがある。

なお、再度入札を行う場合は、対象者にFAXにより周知する。

※ 再度入札となった場合、入札書及び単価内訳書を令和8年3月6日（金）までに枚方郵便局へ必着するよう郵送すること。

※ 再度入札の開札日時については、上記FAXに記載する。

※ 再度入札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札の最低価格の入札者から価格の協議を行うことがある。

#### 提出書類

##### 【開札後（落札候補者）】

（提出期日：開札日の翌々営業日の正午まで ※データ提出可 ([keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp](mailto:keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp))）

薬品の品質保証書(成分分析表)等

#### 契約単価

契約単価は、落札者が提出した入札書の項目ごとの記載金額とする。

## 2 入札保証金

免除とする。

※ 入札保証金の納付を免除された者で、落札をしながら、正当な理由がなく契約を締結しないときは、枚方市契約規則（昭和52年枚方市規則第13号）の規定に基づき、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

## 3 入札方法等

- (1) 入札参加者は、郵便により入札を行うこと。指定された郵送方法によらない入札は受け付けない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税を含む金額で入札を行うこと。
- (3) 入札執行回数は、原則1回とする。
- (4) 開札は、複数の職員が行うものとする。

## 4 入札及び入札参加資格の審査

- (1) 入札書には、金額、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入すること。
- (2) 入札書は、入札書在中封筒（**様式4**の②宛名ラベルに必要事項を記入の上、封筒に貼り付けること）に入れる。入札書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
- (3) 封筒の郵送について
  - ア 入札参加申請書その他本市が指定する入札参加に必要な書類は、入札参加申請書類在中封筒（**様式4**の①宛名ラベルに必要事項を記入の上、封筒に貼り付けること）に入れること。入札参加申請書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
  - イ ①入札参加申請書類在中封筒と②入札書在中封筒の宛名ラベル（**様式4**）には、発注番号、件名、会社の住所、商号又は名称を記入すること。
  - ウ ①入札参加申請書類在中封筒及び②入札書在中封筒をそれぞれ別々に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、郵送期限までに枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、入札が終わるまで差出控えを保管すること。
- (4) その他
  - ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出された資料は、返却しない。
  - ウ 入札参加資格の審査は、入札締切後に行うものとする。

## 5 開札及び落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者(落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじ引きを行う。この場合において、同一日に開札した同一業種の入札の案件においてくじにより落札候補者となった者は、本入札の落札候補者となることができない。以下同じ。)を落札者とする。
- (2) 落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、落札者としない。
  - ア 落札者の決定に必要な書類が提出されない場合又は提出された当該書類に不備若しくは虚偽がある場合
  - イ 無効な入札であったことが明らかになった場合
  - ウ 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合
  - エ 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加排除条件に該当することとなった場合
  - オ 同一日に開札した複数の入札の案件の落札候補者となった場合その他の理由により当該案件の落札者となることができない場合において、開札日の翌日午前10時までに落札候補者が辞退したとき

## 6 契約の締結

- (1) 契約書及び契約約款は、本市所定のものを使用する。
- (2) 契約締結は、電子契約システムで行う。ただし、紙での契約手続きを希望する者は、落札後に申し出ること。

## 7 契約を締結しない場合

入札締切日から契約締結日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合において、当該落札者は違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を枚方市に支払わなければならない。

- (1) 無効な入札であったことが明らかになった場合
- (2) 入札の日又は入札締切日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の要件を満たさない者若しくは入札の参加を排除された者が行った入札又は本市の確認を受けていない代理人が行った入札
- (2) 入札書在中封筒及び入札参加申請書類在中封筒が「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で契約検査課へ届けられた入札
- (3) 入札書在中封筒及び入札参加申請書類在中封筒が郵送締切日までに枚方郵便局に必着していなかつた入札
- (4) 入札者の記名のない入札
- (5) 同一の入札において入札者又はその代理人が2以上の入札を行ったその全部の入札
- (6) 同一の入札において入札者又はその代理人がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- (7) 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士がそれぞれ入札を行ったその双方の入

## 札

- (8) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
  - (9) 金額を訂正した入札
  - (10) 一通の封筒に複数の入札書が入っていた入札
  - (11) 入札参加申請書類在中封筒に入札参加申請書その他必要書類が同封されていなかった入札
  - (12) 入札書在中封筒及び入札参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注業務が特定できなかった入札
  - (13) 発注番号と件名が不一致の入札
  - (14) その他申請者又は発注業務を特定できなかった入札
  - (15) 市長が定める期限までに、入札参加申請書若しくは必要な単価内訳書の提出がない入札又は提出された入札参加申請書に不備若しくは虚偽の記載があるもの
  - (16) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- ※ 不正な入札が行われるおそれがあると認めるときは、無効の入札書についても開札するものとする。

## 9 入札の中止

入札者又は入札の参加資格の審査により当該入札の参加を認められた者が 2 人に満たないときは、入札を中止するものとする。ただし、公告を再度行って実施する場合及び市外業者までを対象として実施した場合は、この限りではない。

また、次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。

## 10 入札参加者名の公表

入札参加者名の公表は、指定日に行う。また、同時に立会人の公表も行う。

※ 第三者を介し、入札参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加（指名）停止措置になるのみでなく、刑法第 96 条の 6 第 1 項「公契約関係競売等妨害」に当たることがありうる。

当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

## 11 談合その他不正行為の対応

本入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

## 12 法令等の遵守

- (1) 入札者は、枚方市契約規則及び地方自治法並びに関係法令を遵守し、これら規則等に抵触する行為、その他の不正行為を行ってはならない。
- (2) 入札者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札者は、入札に際して入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げ、他の入札者の迷惑になるようなことを避け、常に公共事業を推進するにふさわしい態度を堅持しなければならない。

## 13 秘密の保持について

- (1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

## 14 問い合わせ先

大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

枚方市 総務部 契約検査課（枚方市役所本館 3 階）

電話 (072) 841-1345

本案件は枚方京田辺環境施設組合(以下、環境組合という)発注案件です。

※枚方市発注案件とは、契約手続等において一部取り扱いが異なりますのでご注意ください。

※東部清掃工場 焼却施設が、枚方市から環境組合に移管されることになったため、同施設の一部の契約手続きを枚方市 契約検査課が受託されて行っています。

### 環境組合案件の注意事項

・発注者：枚方京田辺環境施設組合

　代表者：枚方京田辺環境施設組合管理者 上村 崇

　住所：大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地

※住所地は、R8.3.31より「京都府京田辺市田辺ボケ谷 18 番地 2」に変更予定。

・枚方市 契約検査課で行うのは入札（見積合わせ）・落札決定までで、契約書の取り交わし及び注文書の授受は環境組合と行います。落札者へは、環境組合から契約書案・注文書を送付します。

・環境組合案件は、電子契約は行えません。紙契約書（要押印）となります。

・契約書に添付する契約約款は環境組合のものを使用。

・入札から落札者決定までは枚方市の制度が適用され、それ以外の範囲は環境組合の制度が適用。

・入札保証金又は契約保証金を現金で納付する場合は、環境組合の指定金融機関（京都銀行）への納付となりますので、環境組合より納付書をお渡しします。

・契約書を省略できる場合においても、原則として環境組合へ請書（要押印）の提出が必要となります。

・実施要領6、7の「本市」は「環境組合」に、「市長」は「枚方京田辺環境施設組合管理者」に、「市議会」は「組合議会」に読み替えるものとする。